

令和5年度第4回集団指導

〈地域密着型サービス、介護予防・日常生活支援総合事業〉

都城市 健康部 介護保険課

説明事項

運営指導の指摘事項について

- ・全サービス共通事項 P.3～10
- ・介護職員処遇改善加算 P.11～13
- ・各サービス種別の指摘事項 P.14～31

事業所評価加算について

P.32～35

運営指導の指摘事項について

- ・全サービス共通.....4
- ・介護職員処遇改善加算 算定事業所.....11

運営指導の指摘事項について

全サービス共通

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
運営規程について	1	運営規程に記載されている内容について、現状と相違があった。	現状と一致させ正しく記載すること。また、運営規程を変更した場合は10日以内に市町村長に届け出ること。
内容及び手続の説明及び同意について	2	重要事項説明書及び契約書に記載されている内容について、現状と相違があった。	利用申込者又はその家族が、サービスを選択するために必要な重要事項について、現状と一致させ正しく記載すること。
勤務体制の確保等について	3	月ごとの勤務表において、内容が明確でなかった。	月ごとの勤務表において、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係等を明確にすること。
掲示について	4	利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項が事業所の見やすい場所に掲示していなかった。	事業所の見やすい場所に、利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（運営規程の概要、従業員の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等）の掲示を行うか、ファイル等の閲覧可能な形で備え置くこと。
	5	指定通知書が掲示されていなかった。	指定を受けた事業所は、その旨を事業所の見やすい場所に標示すること。

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
秘密保持等について	6	従業者及び従業者であった者が利用者の秘密を保持することを誓約していることが分からなかった。	従業者及び従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じること。
	7	利用者の記録等が誰にでも目につき、持ち出せる状態で保管されていた。	利用者の個人情報の書類の保管は、事務所内の鍵付書庫等、適正に管理すること。
会計の区分について	8	各事業所ごとに会計の区分がされていなかった。	事業所ごとに経理を区分するとともに、事業の会計とその他の事業の会計を区分すること。
記録の整備について	9	利用者に関する記録の保存年限が市の条例に即していなかった。	利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する記録については、完結の日から5年間保存すること。

運営指導の指摘事項について

全サービス共通

●運営規程について(No.1)

運営規程に記載されている内容について、現状と相違があった。

●内容及び手続の説明及び同意について(No.2)

重要事項説明書及び契約書に記載されている内容について、現状と相違があった。

【特に多い指摘内容】

- ・単位数や加算、金額の誤り
- ・他機関の住所や電話番号の誤り
- ・運営規程、重要事項説明書、契約書の内容がそれぞれ異なっている
(営業日、営業時間、利用料、支払い方法 等)

★誤字脱字を含め、改めて見直しをお願いします。

運営指導の指摘事項について

全サービス共通

●勤務体制の確保等について(No.3)

月ごとの勤務表において、内容が明確でなかった。

【特に多い指摘内容】

- ・専従職員の勤務時間が明確でない(特に加算に関わる場合)
- ・常勤、非常勤の別が明確でない
- ・専従、兼務関係が明確でない

【改善の趣旨】

月ごとの勤務表において、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従・兼務関係等を明確にすること。

★特に加算を算定している場合、基準を満たした配置となっていますか。

運営指導の指摘事項について

全サービス共通

● 掲示について(No.4、No.5)

重要事項や指定通知書が事業所の見やすい場所に掲示されていなかった。

【改善の趣旨】

- ・運営規定の概要や重要事項→掲示又はファイル等の閲覧可能な形で据え置く
- ・指定通知書→見やすい場所に掲示

★事務室等の利用者の目の届かない場所に掲示していませんか。

運営指導の指摘事項について

全サービス共通

●秘密保持等について(No.6)

従業者の秘密保持について、必要な措置を講じていなかった。

【改善の趣旨】

事業所は、従業者に対し、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を取ること。

(例) 雇用時に秘密を保持する旨の誓約書を交わす 等

★まだ誓約等していない従業者がいる場合は、直ちに措置を講じること。

●秘密保持等について(No.7)

利用者の記録等が誰にでも目につき、持ち出せる状態で保管されていた。

【改善の趣旨】

個人情報書類の保管は、事務所内の鍵付書庫等、適正に管理すること。

運営指導の指摘事項について

全サービス共通

●会計の区分について(No.8)

事業所ごとに会計の区分がされていなかった。

【改善の趣旨】

法人の中で複数の事業所が存在する場合、事業所ごとに会計を区分すること。

●記録の整備について(No.9)

利用者に関する記録の保存年限が市の条例に則していなかった。

【改善の趣旨】

・サービスの提供に関する記録は、その完結の日から**5年間**保存すること。

★運営規程や契約書、重要事項説明書等での記載誤りが散見されます。間違いはないかご確認ください。

運営指導の指摘事項について

介護職員処遇改善加算 算定事業所

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
介護職員処遇改善加算について	1	当該加算を算定するにあたり、対象職員に対し、賃金改善を行う方法等を周知したことが確認できなかった。	当該加算の届出を行った事業所は、当該事業所における賃金改善を行う方法等について介護職員処遇改善計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても職員に周知すること。また、周知したことを証明できるようにしておくこと。
	2	介護職員の資質向上の目標を定めていることが確認できなかった。	介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保すること。

運営指導の指摘事項について

加算算定事業所

●介護職員処遇改善加算について(No.1)

当該加算を算定するにあたり、対象職員に対し、賃金改善を行う方法等を周知したことが確認できなかった。

【改善の趣旨】

事業所は、賃金改善を行う方法等について介護職員処遇改善計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても職員に周知すること。

★職員へ周知したことを証明できるようにしておくこと。

運営指導の指摘事項について

加算算定事業所

●介護職員処遇改善加算について(No.2)

介護職員の資質向上の目標を定めていることが確認できなかった。

【改善の趣旨】

介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保すること。

運営指導の指摘事項について

- 地域密着型通所介護..... 15
- 総合事業通所介護..... 20
- 総合事業訪問介護..... 23
- 認知症対応型通所介護..... 24
- 認知症対応型共同生活介護..... 25
- 地域密着型介護老人福祉施設..... 29
- 小規模多機能型居宅介護..... 30

運営指導の指摘事項について

地域密着型通所介護

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
従業員の員数について	1	生活相談員について、必要な資格を有していることが不明な者がいた。	生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者とする事。
設備及び備品等について	2	相談室の場所が届出と異なっていた。	相談室を変更した場合は10日以内に市町村長に届け出ること。
心身の状況等の把握について	3	サービス担当者会議の記録がなく、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況を把握していることが分からなかった。	地域密着型通所介護の提供にあたっては、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況の把握に努めること。
サービスの提供の記録について	4	送迎を行っていることが記録上確認できない者がいた。	利用者及びサービス事業者が、その時点での区分支給限度基準額との関係やサービスの利用状況を把握できるようにするために、指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護を提供した際には、提供日、サービス内容、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこと。

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
利用料等の受領について	5	実際の利用日数より多く食事代が請求されていた。	食事の提供に要した費用について利用者に負担させることが適当と認められる分を正しく請求すること。
地域密着型通所介護計画の作成について	6	利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等、日常生活全般の状況把握が不十分だった。	利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した個別サービス計画を作成すること。
	7	地域密着型通所介護計画が作成されていないものがあった。	指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した地域密着型通所介護計画を作成すること。
	8	地域密着型通所介護計画について、サービスの提供に関わる従業員が共同で作成したことが分からなかった。	地域密着型通所介護計画は、サービスの提供に関わる従業員が共同して個々の利用者ごとに作成したことが分かるようにすること。
	9	地域密着型通所介護計画について、利用者に交付したことが分からなかった。	当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付したことが分かるようにすること。

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
地域密着型通所介護計画の作成について	10	地域密着型通所介護計画の実施状況や目標の達成状況について、記録が不十分だった。	地域密着型通所介護計画の目標及び内容については、利用者又はその家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うこと。
	11	地域密着型通所介護計画の実施状況や評価について、利用者又はその家族に説明していることが分からなかった。	
勤務体制の確保等について	12	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務表において、機能訓練指導員の配置が明確でなかった。 ・従業員の看護職と機能訓練指導員の日々の勤務時間が分けられていなかった。 ・介護職員の勤務時間に調理及び送迎の時間が含まれていた。 	指定地域密着型通所介護事業者は、月ごとの勤務表において、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。
	13	従業員の資質向上に係る研修の機会を確保していなかった。	従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保すること。
	14	ハラスメントの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じていなかった。	指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
非常災害対策について	15	非常災害に関する具体的計画の内容が不十分だった。	事業者は非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期すこと。また、避難、救出訓練を実施した際は記録に残しておくこと。
	16	非常災害発生時の連絡体制が最新のものに整備されていなかった。	
	17	非常災害計画に沿った定期的な避難、救出その他必要な訓練が行われていることが分からなかった。	
	18	非常口の標示がない箇所があった。	
衛生管理等について	19	利用者の使用する歯ブラシについて、衛生的に管理されていなかった。	利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めること。「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」（厚生労働省2019年3月発出）等を参考に、衛生管理について見直すこと。
広告について	20	パンフレットに記載されている内容について、現状と相違があった。	指定地域密着型通所介護事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものでないようにすること。
事故発生時の対応について	21	サービス提供時に発生した事故について、市への報告がされていないものがあった。	利用者に対する地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。今後、発生した事故については、市に速やかに事故報告書を提出すること。

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
薬の管理について	22	利用者の薬について、利用者の手の届く範囲に保管していた。	・誤薬を防ぐため、薬は利用者の手の届かない場所に保管すること。
個別機能訓練加算について	23	個別機能訓練に関する記録について、内容に不足があった。（訓練実施時間）	個別機能訓練に関する記録（個別機能訓練の目標、目標をふまえた訓練項目、訓練実施時間、個別機能訓練実施者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練従事者により閲覧が可能であるようにすること。
口腔機能向上加算（Ⅰ）について	24	口腔機能改善管理指導計画が作成されていないものがあつた。	利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成すること。

運営指導の指摘事項について

総合事業通所介護

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
心身の状況等の把握について	1	サービス担当者会議の記録がなく、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況を把握していることが分からなかった。	総合事業通所介護の提供にあたっては、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況の把握に努めること。
勤務体制の確保について	2	<ul style="list-style-type: none"> ・月ごとの勤務表において、機能訓練指導員の配置が明確でなかった。 ・従業者の勤務体制に現状と相違があった。 	指定地域密着型通所介護事業者は、月ごとの勤務表において、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。
非常災害対策について	3	非常災害に関する具体的計画の内容が不十分だった。	非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期すこと。なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
非常災害対策について	4	非常災害に関する計画に沿った定期的な避難、救出その他必要な訓練が行われていることが分からなかった。	事業者は非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期すこと。また、避難、救出訓練を実施した際は記録に残しておくこと。
衛生管理等について	5	利用者の使用する歯ブラシについて、衛生的に管理されていなかった。	利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めること。「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」（厚生労働省2019年3月発出）等を参考に、衛生管理について見直すこと。
秘密保持等について	6	個人情報の利用にあたり、利用者及び家族から同意を得ていることが分からないものがあった。	総合事業通所介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくこと。
広告について	7	パンフレットに記載されている内容について、現状と相違があった。	総合事業通所介護事業所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものでないようにすること。
事故発生時の対応について	8	サービス提供時に発生した事故について、市への報告がされていないものがあった。	利用者に対する総合事業通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。今後、発生した事故については、市に速やかに事故報告書を提出すること。

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
総合事業通所介護の具体的取扱方針について	9	モニタリングの結果を介護予防支援事業者に報告したことが記録上確認できなかった。	総合事業通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告したことが分かるようにすること。
運動器機能向上加算について	10	運動器機能向上計画において、長期目標及び短期目標の期間設定が基準に沿っていなかった。	理学療法士等が、暫定的に、利用者ごとのニーズを実現するためのおおむね3月程度で達成可能な目標（以下「長期目標」という。）及び長期目標を達成するためのおおむね1月程度で達成可能な目標（以下「短期目標」という。）を設定すること。
	11	運動器機能向上計画に定める実施期間終了後に長期目標の達成度及び運動器の機能の状況についての事後アセスメント内容が不十分だった。また、事後アセスメント結果を当該利用者に係る地域包括支援センター等に報告したことが記録上確認できなかった。	運動器機能向上計画に定める実施期間終了後に、利用者ごとに長期目標の達成度及び運動器の昨日の状況について、事後アセスメントを実施し、その結果を当該利用者に係る地域包括支援センター等に報告すること。
算定届について	12	加算が算定されなくなる場合について、市に届け出ていなかった。	事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は算定されなくなる事が明らかな場合は、速やかにその旨を届け出ること。

運営指導の指摘事項について

総合事業訪問介護

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
秘密保持等について	1	サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いる場合、文書により同意を得ていることが分からなかった。	総合事業訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくこと。
総合事業訪問介護の具体的取扱方針について	2	モニタリングの結果を介護予防支援事業者に報告したことが記録上確認できなかった。	サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告したことが分かるようにすること。

運営指導の指摘事項について

認知症対応型通所介護

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
認知症対応型通所介護計画の作成について	1	認知症対応型通所介護計画について、サービスの提供に関わる従業者が共同して作成したことが分からなかった。	認知症介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、認知症介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者に計画のとりまとめを行わせ、サービスの提供に関わる従業者が共同して通所介護計画を作成すること。
	2	認知症対応型通所介護計画の短期目標について、利用者が達成すべき目標ではないものがあった。	利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した個別サービス計画を作成すること。
口腔・栄養スクリーニング加算について	3	利用者の口腔及び栄養状態に関する情報を介護支援専門員に提供していることが記録上分からなかった。	利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔及び栄養状態について確認を行い、その情報を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供すること。また、情報提供したことが分かるようにすること。

運営指導の指摘事項について

認知症対応型共同生活介護

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
従業員の員数について	1	介護従業者のうち1以上の者が常勤でない日があった。	介護従業者のうち1以上の者は常勤とすること。
指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針について	2	身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の結果について、介護従業者その他の従業者に周知したことが記録上分からなかった。	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催し、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
指定認知症対応型共同生活介護計画の作成について	3	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントにおいて、利用者の心身の状況及びその置かれている環境の把握が不十分なものがあった。 ・アセスメントを必要時に実施しておらず、アセスメントを踏まえて計画を作成してないものがあった。 ・他の介護従業者と協議をした上で、計画を作成したことが分からなかった。 	利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成すること。

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
指定認知症対応型共同生活介護計画の作成について	4	認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付したことが、記録上分からないものがあった。	当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付したことが分かるようにすること。
勤務体制の確保について	5	取得している資格について、不明な従業員がいた。	事業者は、介護従業者の資質の向上のために、従業者の有す医療・福祉関係資格を確認し、医療・福祉関係資格を有さない全ての介護従業者に対し認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じるよう努めること。
非常災害対策について	6	非常災害に関する計画に沿った定期的な避難、救出その他必要な訓練を行っていることが確認できなかった。	事業者は非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期すこと。また、避難、救出訓練を実施した際は記録に残しておくこと。
秘密保持等について	7	個人情報の利用にあたり、利用者及び家族から同意を得ていなかった。	介護従業者がサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくこと。
広告について	8	広告に記載されている内容について、現状と相違があった。	指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならないこと。
地域との連携等について	9	運営推進会議についての記録を公表していなかった。	運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表すること。

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
看取り介護加算について	10	看取りに関する指針に盛り込むべき項目が不十分だった。	看取りに関する指針に盛り込むべき項目をふまえること。
	11	看取りに関する指針の内容について説明し、同意を得たことが不明な利用者がいた。	看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
	12	看取りに関する職員研修を行っていることが分からなかった。	看取り介護の実施に当たっては、看取りに関する職員研修を行い、記録に残すこと。
医療連携体制加算について	13	重度化した場合の対応に係る指針に盛り込むべき項目が不十分だった。	重度化した場合における対応に係る指針を適切に整備すること。
認知症専門ケア加算について	14	事業所従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催していることが記録上確認できなかった。	事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催すること。また、会議内容について記録に残しておくこと。
人員基準欠如減算について	15	認知症対応型共同生活介護事業所の計画作成者に介護支援専門員を配置していなかった。	指定認知症対応型共同生活介護事業所における計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てること。

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
身体拘束廃止未実施減算について	16	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急やむを得ない場合に該当するか不明な利用者に対し、身体拘束を行っていた。 ・ 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合について、その態様、時間及びその際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していなかった。 	利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合に当たっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

運営指導の指摘事項について

地域密着型介護老人福祉施設

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
地域密着型施設 サービス計画の作 成について	1	アセスメントについて、入所者に面接して行ったことが記録上分からないものがあった。	解決すべき課題の把握(アセスメント)に当たっては、入所者及びその家族に面接して行うこと。
	2	モニタリングについて、入所者に面接して行ったことが記録上分からないものがあった。	実施状況の把握(モニタリング)に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、定期的に入所者に面接すること。
衛生管理について	3	利用者の使用する歯ブラシについて、衛生的に管理されていなかった。	利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めること。「介護現場における感染対策の手引き(第3版)」(厚生労働省老健局令和5年9月発出)等を参考に、衛生管理について見直すこと。

運営指導の指摘事項について

小規模多機能型居宅介護

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
居宅サービス計画の作成について	1	モニタリングの実施にあたり、利用者の事情により利用者の居宅を訪問し、利用者に面接できない特段の事情について、具体的内容が記録されていないものがあった。	モニタリングについて、特段の事情のない限り少なくとも1月に1回は利用者の居宅で面接を行い、かつ、モニタリングの結果を記録しておくこと。また、利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接できない特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくこと。
	2	居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付けるにあたり、その理由の妥当性を検討したか分からないものがあった。また、福祉用具貸与を継続する理由等について、記載されていないものがあった。	居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合には、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載すること。そして、必要に応じてサービス担当者会議においてその必要性を検証した上で、継続して貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載すること。

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
衛生管理について	3	利用者の使用する歯ブラシについて、衛生的に管理されていなかった。	利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めること。「介護現場における感染対策の手引き(第3版)」(厚生労働省老健局 令和5年9月発出)等を参考に、衛生管理について見直すこと。
広告について	4	パンフレットに記載されている内容について、現状と相違があった。	指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所についての広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものでないようすること。

事業所評価加算について (総合事業通所介護)

事業所評価加算について

●事業所評価加算とは

選択的サービス(運動器機能向上サービス、栄養改善サービスまたは口腔機能向上サービス)を行う事業所について、効果的なサービスの提供を評価する観点から、評価対象となる期間(各年1月1日～12月31日)において、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上になった場合に、評価期間の翌年度における当該サービスの提供につき加算を行うものです。

事業所評価加算について

●事業所評価加算の流れ

- 10月頃・・・対象事業所へ届出に関する内容を通知
→加算を取りたい事業所は期限までに提出
- 11月～12月頃・・・国保連合会で評価
- 12月下旬～2月上旬・・・適合(不適合)の結果通知発送
- 4月～・・・適合事業所は、事業所評価加算の算定開始

※市のホームページに「令和5年度の介護事業所評価加算対象事業所を公表します」にて、算定基準の要件や評価基準値、対象事業所等について掲載しています。

ID番号検索にて「4588」と入力し、検索してください。

●令和6年度事業所評価加算算定基準適合事業所

- デイサービスセンター元気の里
- リハビリステーション ケアふる都城
- 特別養護老人ホームきりしまの園
- 川井田医院通所介護
- ライフデイサービス香禅寺
- 通所リハビリテーションー喜ー喜
- 市民の森クリニック通所リハビリテーション
- 医療法人社団仮屋医院
- 医療法人社団宮本整形外科
- 介護老人保健施設相愛苑
- 介護老人保健施設すこやかセンターこばやし
- 通所リハビリテーションあびりんす
- 橘病院通所リハビリテーション たちばな
- 潤和会記念病院 訪問リハビリテーション事業所
- 介護老人保健施設 メディケア盛年館訪問リハビリテーション